

あさぎり町岡留公園遊具設置工事 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

岡留公園は、おかどめ幸福駅の左手正面の高台にある公園で、子供から大人まで幅広い年齢層に交流の場、憩いの場として利用されてきたが、遊具の老朽化が著しく、大型複合遊具1基を令和5年度にて撤去を行っている。

今回、新たなシンボルとなる複合遊具等の設置を計画しており、より多くの公園利用者に活用される遊具を設置するため、その選定を公平性及び透明性をもった公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、安全で、優れた遊具の提案者を当該工事請負候補者として選定することを目的とする。

2 工事の概要

(1) 工事名

あさぎり町岡留公園遊具設置工事

(2) 施工場所

熊本県球磨郡あさぎり町免田西1533番地 岡留公園内

(3) 発注方式

遊具の実施設計及び施工を一括して発注する「設計・施工一括発注方式」とする。

(4) 工事概要

実施設計一式、既存遊具撤去一式、遊具設置工事一式、安全施設設置工事一式、遊具設置に伴う整地工事一式

※下記提案上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

(5) 提案上限額

48,000,000円（消費税及び地方税含む）

(6) 工期

契約締結日から令和7年2月28日まで

(7) 要求事項

提案にあたっては、別紙「要求水準書」に従うこと。

3 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないもの。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされていないもの。

- (3) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (4) 九州管内に本店または支店、営業所を有していること。
- (5) 参加表明書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けていないもの。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定に該当しないもの。
- (7) あさぎり町暴力団等排除措置要綱(平成25年告示第11号)に規定する要件に該当しないこと。
- (8) 過去10年間に同種の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、その代表者である場合に限る。
- (9) (一社)日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する専任主任技術者を配置できること。
- (10) (一社)日本公園施設業協会が認定するSPマーク表示認定企業であること。

4 参加申込

- (1) 提出書類
別紙「参加申込及び提出書類作成要領」に従うこと。
- (2) 提出方法
 - ア 提出期限 令和6年7月19日（金）17時00まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
 - イ 提出場所 あさぎり町役場建設課
 - ウ 提出方法 持参又は郵送
封筒には「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。
※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。
- (3) 参加資格審査結果通知
参加資格の審査を行い、令和6年7月26日（金）までに参加資格審査結果通知書（様式第5号）にて結果をメールにて通知する。
また、審査により参加資格要件を満たしている者には企画提案書提出要請書（様式第6号）を併せて通知する。

5 質問等

- (1) 提出期限 令和6年7月17日（水）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第8号）により、電子メールにて提出すること。
※質問提出後、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、受信の確認を行うものとする。
- (3) 回答期限 令和6年7月19日（金）
- (4) 回答方法 メールまたは町ホームページに掲載

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

別紙「参加申込及び提出書類作成要領」に従うこと。

(2) 提出方法

ア 提出期限 令和6年8月2日(金) 17時00分まで(必着)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

イ 提出場所 あさぎり町役場建設課

ウ 提出方法 持参又は郵送

封筒には「プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。

7 スケジュール

内 容	期 日
実施の公告(町ホームページ等)	令和6年7月4日(木)
参加表明書等の提出期限	令和6年7月19日(金)
質問書の受付	令和6年7月8日(月)～令和6年7月17日(水)
質問書の回答	令和6年7月19日(金)までに随時回答
参加資格審査結果通知 企画提案書提出要請書	令和6年7月26日(金)
企画提案書等の提出期限	令和6年8月2日(金)
審査(プレゼンテーション)	令和6年8月8日(木)(予定)
審査結果の通知	令和6年8月中旬(予定)
審査結果の公表、契約締結	令和6年8月下旬(予定)

※スケジュールは、変更することがあります。

8 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 出席者(説明者)は、5名以内とする。
- (2) 原則として各社15分以内のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング(質疑応答)を、順次個別に行う。
- (3) プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。
- (4) 説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合、パソコンは説明者が、その他の機材は町が用意するものとする。

9 審査方法

- (1) 町が設置する審査委員会が別紙「提案書評価基準」に基づき、企画提案書についてのプレゼンテーションを受け、総得点が高いものから順に順位付を行い、最も高いもの及び次点のものを選定する。
- (2) 評価点が同点数の場合は、審査委員会で協議のうえ、工事請負候補者を決定する。

10 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 候補者選定後、設計内容についての協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の процедуруを行うものとする。なお、協議の結果、企画提案の一部を変更することがある。
- (2) 工事請負候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者と契約締結の協議を行う。

12 失格事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。
 - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。

13 契約・工事関係書類・工事検査について

あさぎり町契約規則・あさぎり町公共工事標準請負契約約款・建設工事等検査実施規程に準ずる。

14 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 採択された提案書の著作権は町に帰属する。
- (5) 提出された提案書は、本ポロポーザルに係る業務以外には使用できないものとする。
- (6) 本プロポーザルに関する公表、展示及びその他本町が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに企画提案書は無償で使用できるものとする。
- (7) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (8) 本町から得た資料・情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。
- (9) 参加表明書に記載した配置予定の監理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、町と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (10) 現場視察は、参加申込者が自由に行うことができるものとする。

- (11) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退する場合は事務局宛にその旨を記載した書面（様式第9号）を提出すること。
- (13) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当する額とする。

15 担当部署（提出先・問合せ先）

〒868-0408 球磨郡あさぎり町免田東1199番地

あさぎり町役場建設課 担当 畠山

TEL (0966) 45-7221

FAX (0966) 45-7230

電子メール jyutaku-kensetsu@town.asagiri.lg.jp